

令和6年度第3回狭山市社会福祉審議会会議録

開催日時 令和7年2月7日（金）
午後1時15分から午後3時25分まで

開催場所 市役所6階 603・604会議室

出席者 【委員】11名
井島委員 畑中委員 成田委員 山崎委員 小田委員 中澤委員
宮本委員 石井委員 影山委員 諏訪委員 成瀬委員 小野委員

【市】11名
昔農福祉部長、内藤こども支援部長、北田こども支援部次長（こども政策課長兼務）、大谷健康推進部長、吉村健康推進部次長（介護保険課長兼務）、平野障がい者福祉課長、菊地生活福祉課長、豊泉高齢者支援課長、浅野こども支援課長、坂本こども支援課家庭児童相談担当課長、栗原福祉政策課トータルサポート室長

欠席者 寶積委員

事務局 5名
濱田福祉部次長（福祉政策課長兼務）、加藤福祉政策課総務・政策担当主幹、小池福祉政策課同担当主査、鹿野福祉政策課同担当主任、林福祉政策課同担当主事補

傍聴者 なし

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事

- (1) 第5期狭山市地域福祉計画策定について
行政からの勉強会

報告事項

狭山市こども計画（素案）について

こども政策課長より説明

〈質疑応答〉

委員 要望になってしまうが、重点的に取り組む取組の⑤「こどもの居場所づくりの支援」として、こどもの不登校が非常に増えていると思うので、学校に行くことができない理由は様々だと思うが、例えば都内でやっているような校内の居場所作り、をぜひ検討してほしいと思う。そうすれば、給食を食べて勉強はしないけど遊んで帰っていくとか、豊島区は小学校の中に児童館を設置して、学校には来るけど児童館で遊ぶとか、必ずしも授業にとらわれないような対応で不登校対策を実施していると聞いたこと

がある。計画に記載した方が事業を進めやすいと思うので、ぜひそういったところも視野に入れていただきたい。

課 長 計画の中では、教育部門と連携して、施策を展開することも含まれており、いただいた意見も、計画を推進する中で検討していきたい。

委 員 こども基本法に基づく新しい計画ということであるが、従来の子ども・子育て支援事業計画をベースに、こども基本法の内容を入れたということで理解した。こどもの年齢に応じて、社会づくりの主体となっていくということが、こども基本法の重要な考え方で、ここでは、重点的に取り組む取組の①「こどもまんなか社会の気運醸成」になるかと思う。子どもの社会参加について、具体的な事業はあるのか。また、様々な政策との連携についてどのような方針か。

課 長 こども計画に位置付ける施策については、今までの計画より幅広く、施策の数も増えている。こどもの権利擁護や、こどもの意見を表明する機会を作るなど、「こどもをまんなか」に考える取組を進めていきたい。増えた施策の中でも、こどもを主体として考えるという点では、道路や住宅施策等の分野も幅広く関係するため、庁内で連携しながら計画を進め、計画に位置付けられた施策の進捗状況は、子ども・子育て会議等で毎年報告をし、確認しながら進めていく。

委 員 子ども子育ては、乳幼児の子育てや支援に目がいってしまうが、そうではなくて、不登校の問題や高校を中退した子のその先についても考えていかなければいけない。そのあたりも進めていただけたらいいと思う。

課 長 前回の計画では、18 歳までを対象としていたが、今回はこどもの定義が年齢ではなく、言葉で定義されるようになった。青年期 30 歳、ポスト青年期 39 歳までというようなところを視野に入れて計画を策定している。

委 員 こどもの意見表明について、具体的な施策はあるのか。

課 長 計画策定にあたり、ポスター掲示等など、市内の小中学校や市内の大学に協力を受け、PR したうえで Web アンケートを通じて意見を集めた。今後とも子どもたちから直接意見を聞くことができる方法を考えていきたい。

委 員 重点的に取り組む取組⑥「ヤングケアラーへの支援」について、実際に生活困窮世帯の支援をしているが、ヤングケアラーのこどもは社会に出ることができなくなっている。ヤングケアラーの具体的な施策はどのように考えているか。

課 長 ヤングケアラーについては、本人及び周囲の気づき・認知が発見につながることから、周知を重点的に取り組んでいく。また、貧困家庭については、家庭児童相談室やトータルサポート室が引き続き連携しながら支援をしていく。

議事

○行政からの勉強会

こども支援課から説明

〈質疑応答〉

- 委 員 ホームスタートを行っている方から、研修を受けている方が少ない、またボランティアが辞めていってしまうと話を聞いた。今後ボランティアを増やすための計画や考えはあるか。
- 課 長 総合子育て支援センターで実施する講座などで、ホームスタート事業の参加者を呼びかける。
- 委 員 子育て支援事業、相談支援両方に、狭山市の子育てに関する特徴や相談の特徴は。
- 課 長 市街地やそうでない地域、人の出入りが多い地域、昔からの人が長く住んでいる地域、近所のつながりが希薄である地域、様々な状況を考慮して関わりながら関係機関と連携していく。
- 担当課長 相談支援では、親や子どもに発達障害やメンタルの課題を抱えているケースが増えており、支援が長引くことがある。狭山市の相談員に関して、相談対象が市外に転出をしても丁寧に対応する狭山市の相談員あてに電話がかかってくるケースがある。
- 委 員 フードパントリーを利用している困窮世帯についての情報を民生委員が知ることはできないのか。
- 担当課長 個人情報に関する事で、困窮であることの情報については繊細な情報であり、かつ近所でも知られたくない情報となるので、伝えるのが難しい。
- 委 員 ホームスタートは希望すれば全員受けることができるのか。
- 課 長 ボランティアの人手不足もあるので、調整し、空き状況を確認しながらの紹介となる。
- 委 員 総合子育て支援センターはどこにあるのか。どのようなことをやっているのか。ボランティアは有償か、無償か。
- 課 長 困難なケースはどこにつながり、どのように解決にいたるのか。また、こども家庭センターについては、社会的養護のある地域の最前線になると思うが、機能強化がされているのかということを教えてほしい。
- 課 長 総合子育て支援センターは、狭山市市民交流センターの2階にある。ボランティアの方の情報だけでなく、親子で遊ぶ場、子育ての相談、子育ての仲間づくり、情報交換収集ができる場となっている。
- 担当課長 ホームスタートは利用する方は無料で利用でき、ボランティアは交通費のみ支給される。
- 担当課長 こども家庭センターに関しては、こども支援課の相談支援担当と保健センターにある母子保健担当が担っている。こども支援課で行っている受

理処遇会議に母子保健担当の保健師が参加し、情報共有を行い、保健センターで実施している特定妊婦に関する会議に、家庭児童相談室の職員が参加するなど、相互に連携を図っている。現在、児童虐待のシステムについて、保健センターと家庭児童相談室は相互に情報を共有しているが、母子保健で使用しているシステムの情報を、来年度よりこども支援課でも閲覧できるよう調整している。

部 長 狭山市においては、保健センターの母子保健とこども支援部の児童福祉はこれまでも連携をとってきたという点については、自負できる部分であるので、こども家庭センターの機能に位置づけて、分離型で設置はしているが、これからもより一層子どもだけでなく、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う拠点となれるように頑張っており取り組んでいきたい。保健センターの保健師が産後の家を訪問した中で、必要に応じて支援内容をお知らせするような形で繋ぎ合うということも取り組んでいるので、本当に届けたい人に届かないというもどかしさはあるが、メールや SNS での相談から糸口にして、掴んでいくなど、様々な手立てで取り組んでいきたいと思う。

障がい者福祉課長からの説明

〈質疑応答〉

委 員 放課後等デイサービスの利用者が増えているが、生活介護や就労移行支援 B 型の利用者も増えている。今後もサービス利用者は増える見込みであるのか

課 長 未就学児のサービス利用者については高止まりであると説明したが、就学児のサービスは未就学児がそのまま就学児になりサービスを利用すると考えると、5、6 年は伸びていくと考えている。成人のサービスについては、65 歳以上が介護保険のサービスに移ることを考えると、団塊ジュニアが 65 歳になるまでは、まだまだ伸びていくと考えている。

委 員 地域移行支援について、数字が伸びていないと聞いたが、市の中に対象となる方はどの程度いるのか、ニーズを持っている方はいるのか。

課 長 現状は月に 1、2 件は精神病院からの退院時にグループホームに移行する段階での相談がある。医療保護入院でその後の生活を考えたときに、地域移行支援を使わずに、計画相談の相談員が関わることでサービスの調整ができ、地域で生活できるようになっている。

委 員 地域移行支援のニーズはあっても、従来の計画相談でフォローするため、地域移行支援を使わなくても対応できているということでもいいか。

課 長 障がい者福祉課では、そのように理解している。相談員には地域移行支援の話をしているが、契約の話など利用者にもなじまないと聞いている。

委 員 地域移行支援の利用の有無に関係なく、地域移行が進んでいるのか。

課 長 数字という部分については計画相談で進めているので、具体的な数字が出にくい。先生がおっしゃった通り、地域移行支援とすれば地域移行支援の給付の数で、地域移行支援が間違いなくこれだけの件数進んだというのが明確に出てくるが、実際の地域移行に関しては年に 10 件から 15 件ぐらいというふうに考えている。

高齢者支援課長からの説明

〈質疑応答〉

委 員 エンディングノートの配布について、地区センターに見本は置いているのか。

課 長 今後地区センターにも置く予定。

委 員 地域差はあるが、狭山台地区は高齢者の一人暮らしが多い。緊急通報サービスは、自身でボタンを押して人を呼ばないといけないため、人感センサーの導入や、24 時間以内に亡くなっているのが分かるような対策をしたほうがいいのではないかな。

課 長 電気ポットの使用や冷蔵庫のドアの開閉などが一定時間なかった場合に、登録された連絡先に通知をするサービスがあり、そのような機器を導入した際の、「高齢者おうちで安心見守り事業補助金」という制度を今年度からスタートしている。

委 員 高齢者の一人暮らしが多くなっているため、緊急時になるべく早い発見につながるには、緊急通報だけでなく、配食サービスの使用で発見できる可能性がある。現在配食サービスを行っている事業所に対し、ガソリンや光熱費、物価の高騰に関する補助する仕組みの検討はあるのか。

課 長 現時点では実施していないが、他市の状況をふまえて研究していく。

委 員 身元保証や居住支援、困窮世帯に関する生活保護の担当との連携についてはどのように考えているか。

課 長 高齢者の方の困窮については、生活保護の担当と連携を図っている。

委 員 立ち退きで包括の職員が走り回っている事例はあるのか。家賃が払えない高齢者に関して、UR との連携や市営住宅の活用はあるか。

委 員 強制立ち退きについては以前より減っている。ご主人が亡くなって、1 人で家賃が払えないという理由で市営住宅に行った方もいる。

委 員 問題の共通認識はしているのか。

室 長 居住支援の方は、市街地整備課と連携しながら県の安心サポートを活用しながら支援している。

委 員 家賃が払えなくなり、立ち退かなければならない高齢者がいて、包括が間に入り動いている。そのため、身元保証について早急に進めてほしい課題である。

課 長 市としても、早急に進めていかなければならない課題として見据えている。

介護保険課長からの説明

〈質疑応答〉

委 員 介護認定の割合について

課 長 令和5年度の件数で、要支援1が16.1%、要支援2が8.0%、要介護1が26.9%、要介護2が14.0%、要介護3が15.5%、要介護4が12.4%、要介護5が7.0%、ちなみに85歳以上の方は、52%が認定を受けている現状。

委 員 要介護2から3に上がるのは大変と聞いており、サービスを使えるものも限られてくる。要介護2から3に上がりやすくなることはあるのか。

課 長 認定については、1次判定があり、介護にどれだけ手間がかかっているかを機械的に74項目にて判定し、主治医の意見書等と突合して判断する。項目や判断基準は国で定められているため、恣意的に介護度をあげることは難しい。ただ国の方では、その要介護の審査方法についても、介護保険がスタートしてから25年経過し、見直すべきかどうかという議論がスタートした。国の動向を市としては見極めて対応していく。

委 員 審査会の簡素化とはどのようなものか。

課 長 簡素化というのは、その方の状態に変更がなく、一定期間経過していて、国で定めている6つの条件に該当していれば、1次判定の結果を2次判定を行わずに、認定審査の結果として扱う。審査会を通さずに、判定が出るという点で簡素化というものとなる。近年では認定の件数が増えており、結果が出るのに時間がかかっているため、簡素化を導入する自治体が増えてきている。1回の合議体で5件ほど簡素化による審査を行っている。

委 員 簡素化された件数は増えているのか。

課 長 簡素化を始めた当初は1回の審査会につき、2件ほどであったが、現在は5件。

次回について

行政からの勉強会（生活福祉課、トータルサポート室）

地域福祉計画策定に関する来年度の進め方について

〈終了〉